

豊橋田原ごみ処理施設建設予定地における土壤汚染について

豊橋田原ごみ処理施設建設予定地である豊橋市資源化センター敷地内において、土壤汚染状況調査を実施したところ、その一部から六価クロム化合物による土壤汚染が判明しました。

市は、今後の対応として、適切な土壤汚染対策を実施します。

1 内容

- (1) 土壤汚染が判明した土地の所在地
豊橋市豊栄町字西 530 番地の一部
- (2) 土壤汚染が判明した日
令和4年12月21日
- (3) 調査の根拠
土壤汚染対策法（以下「法」という。）第4条第2項
- (4) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり法に基づく土壤溶出量基準を2地点で超過しました。

特定有害物質名	基準超過測定結果	土壤溶出量基準	基準超過土壤検出深度	基準超過数/調査地点
六価クロム化合物	① 0.16mg/L	0.05mg/L 以下	① 0.40～0.90m	2/23
	② 0.10mg/L		② 0.15～0.65m	

イ 土壤含有量

法に基づく土壤含有量基準に適合していました。

- (5) 当該地の現在の状況

土壤汚染が判明した場所（以下「汚染場所」という。）は、アスファルト舗装されており、汚染土壤の飛散や雨水による汚染拡散のおそれはありません。

<裏面へ>

問合せ先

- ・ 土壤汚染状況及び対策に関すること 環境部 施設建設室 専門員 河合（電話 38-0777）
- ・ 法に基づく規制に関すること 環境部 環境保全課 主 幹 村田（電話 51-2393）

2 今後の対応

汚染場所の深度調査により汚染範囲を確認するとともに、地下水の汚染状況を把握した上で、適切な土壌汚染対策を実施します。

また、周辺地域における飲用井戸の有無を調査した上で、法に基づき汚染場所を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

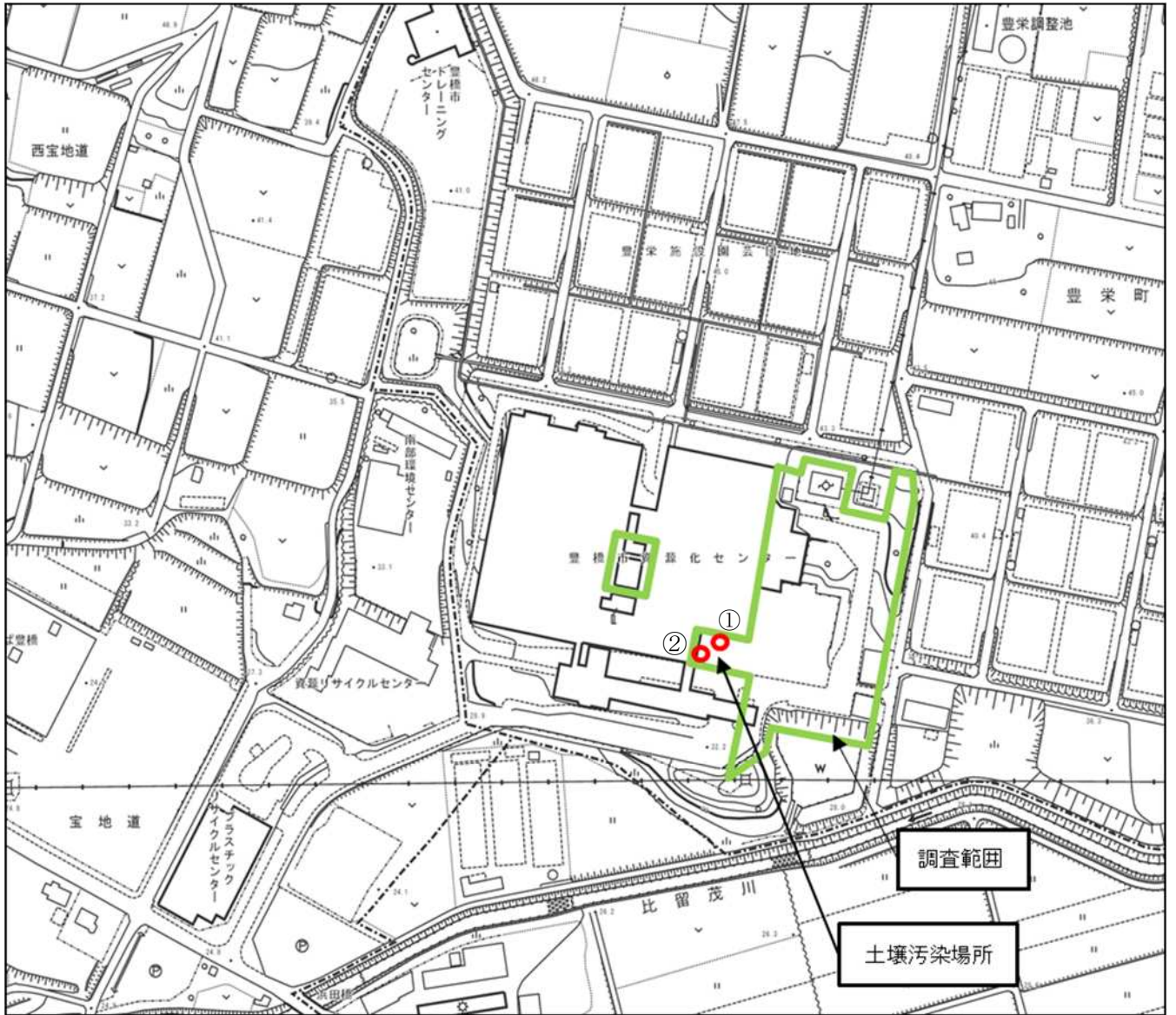
<参考>

土壌溶出量基準

汚染した土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康への影響に対して法に定められている基準で、70年間1日2Lの地下水を飲用し続けることを想定して設定されています。

六価クロム化合物

土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として法で定められています。



調査範囲及び土壌汚染場所